

使用変更許可等に伴う 使用施設保安規定の変更について

令和3年10月15日

日本原子力研究開発機構
人形峠環境技術センター

令和3年9月17日付け原規規発第2109174号をもって受けた人形峠環境技術センター（以下「センター」という。）の核燃料物質の使用の変更許可を受けたこと等を踏まえて、令和3年9月27日付けでセンターの核燃料物質使用施設保安規定の変更認可申請を行った。

1. 濃縮工学施設のウラン濃縮試験終了に伴い、当該試験における臨界管理に関する事項を削る。
2. 濃縮工学施設の解体・撤去作業の進展等に伴い、使用を終了し維持管理中の設備・機器の保管場所及び解体撤去しドラム缶等に収納した機器類の保管場所を変更する。
3. 放射性廃棄物の低減化を図ることに伴い、放射性廃棄物でない廃棄物として取り扱うための判断方法など、当該廃棄物の管理に必要な保安上の措置に関する事項を追加する。
4. その他、記載の適正化を図る。

1. 濃縮工学施設のウラン濃縮試験終了に伴い、当該試験における臨界管理に関する事項を削る。

《使用変更許可》

- 遠心分離法によるウラン濃縮試験の終了に伴い、「使用の目的及び方法」から当該試験に関する事項を削除するとともに、当該試験に用いていた設備・機器を「使用施設の設備」から削除する。

なお、削除した設備・機器は、「使用を終了し維持管理中の設備・機器」に位置付けを変更して管理する。



《保安規定》

➤ 第27条(臨界管理)

⇒濃縮工学施設の運転中のカスケードの臨界管理に関する事項を削る。

➤ 第4表 臨界管理に関する核的制限値

⇒ウラン濃縮試験に用いていた設備において臨界管理を必要としていた設備・機器を削る。

注)使用を終了し維持管理中の設備・機器は、第48条の6(巡視)に基づき定期的に巡視を行い保管状態等を確認していく。

2. 濃縮工学施設の解体・撤去作業の進展等に伴い、使用を終了し維持管理中の設備・機器の保管場所及び解体撤去しドラム缶等に収納した機器類の保管場所を変更する。

《使用変更許可》

- 濃縮工学施設で進めている設備・機器の解体・撤去作業に伴い、措置を施した設備・機器の保管場所を変更する。
- 遠心分離法によるウラン濃縮試験の終了、分離処理試験の一部試験の終了、分析設備(一部)の使用終了、第1ウラン貯蔵庫の埋込型秤量機及び第2ウラン貯蔵庫の洗缶設備の使用終了等に伴い、当該設備・機器を「使用を終了し、維持管理中の設備・機器」に変更する。



《保安規定》

- 第5-4図 濃縮工学施設主棟管理区域(1階)、第5-5図 濃縮工学施設主棟管理区域(2階)、第5-6図 濃縮工学施設第1ウラン貯蔵庫管理区域及び第5-7図 濃縮工学施設第2ウラン貯蔵庫管理区域

⇒使用を終了し維持管理中の設備・機器の保管場所及び解体撤去しドラム缶等に収納した機器類の保管場所を変更する。

注)使用を終了し維持管理中の設備・機器及びドラム缶等に収納した機器類は、第48条の6(巡視)に基づき定期的に巡視を行い保管状態等を確認していく。

3. 放射性廃棄物の低減化を図ることに伴い、放射性廃棄物でない廃棄物として取り扱うための判断方法など、当該廃棄物の管理に必要な保安上の措置に関する事項を追加する。

《使用変更許可》

- ▶ 使用を終了した設備・機器の解体・撤去作業に当たっては、「放射性廃棄物」、「核燃料物質によって汚染された物でないものとしての確認を予定する物(クリアランス対象物)」及び「核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物で廃棄しようとするものでない廃棄物(放射性廃棄物でない廃棄物)」に区分整理する。



《保安規定》

▶ 第63条の3(放射性廃棄物でない廃棄物の管理)

⇒管理区域内において設置された資材等又は使用した物品について、適切に放射性廃棄物でない廃棄物であることを判断して取り扱うための判断方法等を規定する。

▶ 第5条(職務)

⇒放射性廃棄物でない廃棄物に係る業務を担当する職位に当該業務を追加する。

▶ 第4図 品質マネジメントシステム文書体系

⇒放射性廃棄物でない廃棄物に係る事項を定めた二次文書を品質マネジメントシステム文書体系に追加する。

注)既にセンターの加工施設に適用して運用している放射性廃棄物でない廃棄物の管理と整合を図り運用していく。

4. その他、記載の適正化を図る。

- ▶ 第5-1図 製錬転換施設管理区域(1階及び中2階), 第5-2図 製錬転換施設管理区域(2階), 第5-3図 製錬転換施設管理区域(3階), 第5-4図 濃縮工学施設主棟管理区域(1階), 第5-5図 濃縮工学施設主棟管理区域(2階), 第5-6図 濃縮工学施設第1ウラン貯蔵庫管理区域, 第5-7図 濃縮工学施設第2ウラン貯蔵庫管理区域, 第5-8図 濃縮工学施設廃水処理棟管理区域(1階), 第5-9図 濃縮工学施設廃水処理棟管理区域(2階), 第5-12図 廃棄物処理施設管理区域(廃棄物焼却施設1階)及び第5-13図 廃棄物処理施設管理区域(廃棄物焼却施設2階)

⇒核燃料物質の使用の許可申請書の添付図面と整合を図るため、非常口、部屋番号及び扉の削除するなど保安規定の施設図面の整合を図る。

【参考】

- ▶ 令和3年9月17日付け原規規発第2109174号をもって受けたセンターの核燃料物質の使用の変更許可において、濃縮工学施設に係る事項はすべて保安規定へ反映した。